

厚生労働科学研究に関する評価指針の見直しについて（案）

平成21年12月25日

総合科学技術会議における検討を経て「国の研究開発評価に関する大綱的指針」が改定された（平成20年10月31日）。これを受けて、研究開発を実施又は推進する各府省において、その特性や研究開発の性格に応じて、この改正された大綱的指針に沿った評価を実施することが求められている。

これを踏まえて、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」について見直しを行うこととする。

見直しの主な内容

【研究開発評価の方針について】

- 研究開発評価の実施主体を明確化する。
- 研究成果を着実に行政施策へ反映するべきであることを明示する。
- 評価実施主体及び被評価者においては、研究開発成果及び評価結果を国民に対してわかりやすく公表し、説明責任を果たすことで、優れた研究開発成果を国民、社会へ還元すべきことを明示する。

【研究開発評価の視点について】

- 研究開発の評価においては、政策目標との整合性を重視することとする。
- 研究開発の国際的な水準の向上の観点等からも評価を行うこととする。
- 研究結果の公表や評価結果の通知に当たっては、国家安全保障等についても配慮することとする。
- 研究者等の業績の評価結果については、個人等の処遇や研究費の配分等に反映させ、国際標準化への寄与についても評価することとする。また、研究の支援を行う者の協力は研究開発の推進に不可欠であることを明示する。

【研究開発評価の方法について】

- 被評価者による自己点検結果や個別課題等の評価を活用し、評価者は効率的な評価の実施を行うこととする。
- 海外の研究者や若手研究者を評価に積極的に参加させることとする。
- 研究開発施策の評価は、外部評価を行うこととし、評価者名を公表することとする。
- 若手育成型の研究開発課題の事前評価において、マスキング評価ができることとする。
- 厚生労働科学研究補助金における、研究開発課題に対する事前評価委員会には、厚生労働省の行政職員を含めないこととする。
- 独立行政法人研究機関については、各法人が本指針等に沿って、明確なルールを定めた上で評価を行うことが求められる。

スケジュール

1. 平成22年度の研究課題の事前評価から、新たな「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」による評価を導入するため、年内に指針の改正を行う。
2. 平成22年4月1日から、国立高度専門医療センターと一体化した下記の研究機関が独立行政法人化されることに伴い、関連する所要の指針改正を今後行う予定。

- ・ 国立がんセンター研究所
- ・ 国立循環器病センター研究所
- ・ 国立精神・神経センター神経研究所
- ・ 国立精神・神経センター精神保健研究所
- ・ 国立国際医療センター研究所
- ・ 国立成育医療センター研究所
- ・ 国立長寿医療センター研究所